

5月14日から **体験学習保険** が変わります！

1. 「傷害保険」と「個人賠償保険」を別々に契約

- 以前は「傷害保険」と「個人賠償保険」がセットになっていましたが、それぞれの契約となります。活動内容に応じて、「傷害保険」、「個人賠償保険」をご検討ください。

2. 契約単位（期間）

「傷害保険」・・・1日単位

「個人賠償保険」・・・1ヵ月単位

- 「傷害保険」は、これまでと同様1日単位です。1日の保険料の日数倍です。
- 「個人賠償保険」は、以前は1日単位でしたが、今後は1ヵ月単位の保険料となります。（加入期間が1日でも30日でも保険料は同じ）

3. 補償内容と保険料

「傷害保険」、「個人賠償保険」の保険料と補償内容です。

「傷害保険」のみ、「個人賠償保険」のみに加入することも可能です。

傷害保険	
保険料	30円/日
補償内容	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡・後遺障害…550万円 ●入院（日額）……5000円 ●通院（日額）……2500円

個人賠償責任保険	
保険料	150円/月
補償内容	<ul style="list-style-type: none"> ●5000万円 （免責金額なし）

保険料の一例

	1日間	2日間	3日間
傷害保険のみ	30円	60円	90円
個人賠償責任保険のみ	150円	150円	150円
両方セット	180円	210円	240円

4. 手続き書類

1枚の申込書を使用して、「傷害保険」と「個人賠償責任保険」の加入を選択します
同封の「体験学習保険」加入申込書でお手続きください。

※独自の契約内容を検討される場合は、ご相談に応じます。（但し、20人以上の加入に限ります）

5. 現制度との切り替わり・・・5月14日（木）から新制度になります

職場体験等の日程が5月13日と5月14日をまたぐ場合、旧制度と新制度それぞれの申請書をご提出いただくこととなりますのでご注意ください。

お問合せ (有)三重県学校厚生会 保険部 059-271-9991

取扱代理店：(有)三重県学校厚生会



FAX:059-272-4001

●加入申込書はFAXで送信してください。

必ず「体験学習」開催前日午前中までに加入申込書送信、保険料送金を前日着金にてお願いします。
開催日以後は、受付できません。

○ 保険料送金先

百五銀行 津駅前支店 普通 522028
こうせいかいたいけんがくしゅうほけん みえけんがっこうこうせいかい
厚生会体験学習保険 三重県学校厚生会

申込日 年 月 日

「体験学習保険」加入申込書

加入者および被保険者は、募集文書または損保ジャパン日本興亜の公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に記載の個人情報の取扱いに同意します。

学校名 (団体名)		TEL	
加入 申込者名 (担当者)	印	FAX	
体験学習 の内容 (具体的に)		開催場所	
補償対象日 (行事開催日)	年 月 日(曜日)	人	参加人数 延べ 人
	年 月 日(曜日)	人	
	年 月 日(曜日)	人	
	年 月 日(曜日)	人	
	年 月 日(曜日)	人	

※体験学習の内容や開催場所が本紙に書ききれない場合は、別紙に記載の上、一緒に FAX してください。

ご希望の補償 内容に○をして ください。	ケガの補償	賠償責任の補償	合計保険料
保険料	1日1人につき30円	1人につき150円	
	×	×	
	延べ(人分) = 円	延べ(人分) = 円	円

- 1年に何度かご利用いただく場合は、加入申込書と振込用紙をコピーしてお使いください。
- この申込書を受付後、三重県学校厚生会より受付印を押したものをFAXでお送りいたします。
- 行事の内容によっては保険料や補償内容が変更となる場合、お引き受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。

【ご注意】ご加入前に必ずご確認ください。

1. 下記の事項は、ご加入にあたってお申しでいただく重要な事項(告知事項)です、
2. 下記の事項が事実と相違している場合には「ご契約を解除させていただくこと」や「保険金をお支払できないこと」がありますので、ご記入にあたっては十分ご確認ください。

★

告知欄

下記の①、②の質問事項についてご記入ください。

「はい」または「いいえ」のいずれかに○印をつけ、「はい」の場合にはその内容をご記入ください。

<新規にこの保険にご加入いただく場合>

質問①このプランの被保険者(参加者)について全員加入方式の保険契約などでケガに対する保険金などを受領または請求されるような事故が過去1年間にありましたか。

はい → 過去1年間の上記事故の合計回数()回

いいえ

質問②このプランの被保険者(参加者)について同種の補償を行う全員加入方式による他の保険契約等*がありますか。

(詳細)

はい → () いいえ

受付印

*「同種の補償を行う全員加入方式による他の保険契約等」とは、損保ジャパン日本興亜および他社におけるくらしの安心保険、傷害総合保険、普通傷害保険、交通傷害保険、家族傷害保険、ファミリー交通傷害保険、ゴルフ保険、積立型の傷害保険などの保険契約または共済契約などをいいます。

(SJNK15-****、平成27年5月)